

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（99）

2. 日時：令和3年10月15日（金）13：30～15：30

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、藤田(哲)技術研究調査官、

山本技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他11名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、以下の事項について説明があった。

- 第43条（試験用燃料体）への適合性について、常陽で使用する照射燃料集合体の概要及び安全設計の考え方
- MK- 炉心の照射性能と今後の試験計画
- 第53条（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）への適合性に関し、炉心損傷防止措置及び格納容器破損防止措置の有効性評価に使用する解析コードに係る審査会合でのコメントに対する回答

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

(1) 試験用燃料体について

- 照射燃料集合体の概要において、照射燃料集合体の構成、種類、目的などが不明確なため、説明を追加すること。

(2) MK - 炉心の照射性能について

- 常陽の炉心には、第3列にも試験用燃料体を装荷する箇所があるため、従来の炉心構成と比較してMK - 炉心における第3列の利点や特徴も踏まえ、照射性能の特徴を説明すること。

(2) コメント回答について

- 遅発中性子割合の不確かさが即発臨界超過に与える影響の説明において、核データの不確かさを与えた範囲とこれに伴う標準偏差の関係が明確になるよう説明すること。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料1：高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第43条(試験用燃料体)に係る説明資料

資料2：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区) 高速炉実験炉原子炉施設(「常陽」) 第43条(試験用燃料体)に係る説明書

資料3：高速実験炉原子炉施設(「常陽」) MK- 炉心の照射性能 今後の試験計画

資料4：遷移過程における不確かさの影響評価に関するコメント回答

資料5：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区) 高速炉実験炉原子炉施設(「常陽」) 第53条(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)に係るコメント回答